

令和2年10月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月12日(月) 午前9時開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(9人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 富永 得治
(1番)西田 義和 (2番)永田 熊信 (4番)高岡 重盛
(5番)宮原 清人 (6番)川邊 美津子 ~~(7番)平川 真由美~~
(8番)内元 幸一郎 (9番)岩坂 博行
地区推進委員
信國 敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博

4. 欠席委員：農業委員(1人)

欠席委員：最適化推進委員(1人)

5. 議事日程

日程第1 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

7. 会議の概要

開会：午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、7番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和2年10月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、8番委員、9番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件は11件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第37号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字覚井、地目は畑で1筆、面積は3,752㎡です。権利種別は3条の有償移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。1筆で670,000円、10aあたりに換算すると178,571円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先週お会いして話してきました。屋敷の裏の栗園になりますが、いずれは栗を抜いて畑として使用したいとのことでした。譲受人の自宅の横になります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告があり</p>

	<p>ましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字上高原、地目は畑で1筆、面積は2,165㎡です。権利種別は3条の賃貸借で新規、貸付人及び借受人は議案に記載されているとおりです。賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について10番委員報告します。</p>
10番委員	<p>それではこの件について、お会いして話してきました。ここに記載のとおり間違いございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と10番委員から報告しましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計</p>

<p>事務局</p>	<p>画（利用権貸借）の承認について審議します。1番と2番については、利用権の設定を受ける者が同一につき一括して審議いたします。それでは、事務局の説明をお願いします。</p> <p>議案第38号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字新並木、地目は畑が1筆、面積は1,910㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。番号2、大字柳瀬字城ヶ峯、地目は畑が1筆、面積は1,147㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。</p>
<p>3番委員</p>	<p>1番・2番についてご報告いたします。10月9日に柳瀬地区推進委員と話に行きまして、内容を確認してきました。1番については、耕作放棄地が解消された農地でございます。2番については、再設定でもあり問題ありません。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>（意見なしの声）</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>（異議なしの声）</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>番号3、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑が1筆、面積は1,976㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	先日、借受人の方に事情を伺って、再設定でもあり特に問題ないかと思えます。場所は借受人の方の牛舎の周りということで、是非とも借りたいとのことでした。以上です。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4、大字川辺字小森、地目は田が1筆、面積は412㎡です。使用貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年です。以上です。
議長	引き続き、本件について9番委員に報告をお願いします。
9番委員	はい、ご説明いたします。10日に川辺地区推進委員と二人で行きまして確認し、特に問題ないと思われます。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と9番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、5番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字柳瀬字村ノ上、地目は田で2筆、合計面積は4,800㎡です。使用貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字四浦西字除ヶ添、地目は田が1筆、面積は1,543㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は617,200円、10aあたりに換算すると400,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について四浦地区推進委員に報告をお願いします。</p>
四浦地区推進委員	<p>10月4日に両人に確認しまして、記載してあるとおり間違いのないことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と四浦地区推進委員からの報告があり</p>

	<p>ましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
深水地区推進委員	<p>先では、お茶を植えられるのでしょうか。</p>
四浦地区推進委員	<p>今のところその予定はありません。補助整備したところでもありますし、荒れてしまわないようにしたいとのことでした。</p>
3番委員	<p>まずは、荒れてしまわないようにすることが大事ですもんね。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p>
議長	<p>次に、議案第39号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、ご説明いたします。番号1、大字深水字宮ノ前及び鳥越、地目は畑が3筆、合計面積は5,635㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり7,098円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番についてですが、8番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p>
議長	<p>(8番委員退席)</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字深水字田ノ下及び山本、地目は田が5筆、合計面積は4,754㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は全筆で玄米180kgです。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで8番委員の入室を許可します。</p>
議長	<p>(8番委員入室・着席)</p> <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号3、大字柳瀬字村ノ上、地目は田が2筆、合計面積は4,800㎡です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について 11月10日(火) 午後3時から</p> <p>4 閉会</p>
議長	<p>それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p>

閉会：午前9時30分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和2年10月12日

相良村農業委員会

署名委員 8番 _____ (印)

署名委員 9番 _____ (印)